

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

生前贈与のポイント

Q：生前贈与は相続税対策として有効ですが親族間の贈与は危険が多いとも聞きます。生前贈与のポイントを教えてください。

A：生前贈与は、相続税対策の最も基本的な対策となりますが、せっかく贈与しても、それを税務署が贈与と認めず相続税の対象とされてしまったり、逆に一括贈与として高額な贈与税を課せられる可能性もあります。

【解説】

生前贈与をする場合には、次のようなことに注意してください。

- (1) 将来値上がりが見込まれるものから贈与
相続時までの値上がり分を相続財産から除外することができます。
- (2) 贈与時期などは毎年変更
毎年、現金を一定期間、同時期に同額を贈与するような契約は、定期の贈与とみなされ一括して贈与税が課せられることがあります。
- (3) 贈与契約書の作成
当事者の意思確認や証拠資料として残すためにも作成した方がよいでしょう。
- (4) 贈与の証拠は納税で
基礎控除（年間60万円）の枠を超える贈与をして少しでも納税を行うことにより、税務署側に贈与の事実を認識してもらいましょう。
- (5) 受贈財産は自己管理
自己の口座から相手の口座に振り込むなどして証拠を作り、また受贈者は贈与を受けた財産を必ず自己管理してください。

